

空家等対策における連携及び協力に関する協定書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、空家等に関する対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、信義誠実の原則に立ち、空家等に係る売買、賃貸借等の適正かつ円滑な促進を図ることにより、空家等対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する「空家等」をいう。
- (2) 所有者等 空家等に関する所有権その他の権利の行使により当該空家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 不動産取引 空家等の売買、賃貸借等を行うことをいう。

（連携事業）

第3条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、甲及び乙の一方又は双方から要請を受けたときは、速やかに相互に連携し、協力し、及び情報共有し、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- (1) 不動産取引の促進に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策を進めるための事業

（甲が行う業務）

第4条 甲は、所有者等から前条各号に掲げる事業に関する相談があり必要と認めるときは、乙を案内するものとする。

2 甲は、前項の規定により案内した相談の処理状況について、必要に応じて乙に報告を求めることができる。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、第3条各号に掲げる事業の実施に当たり、所有者等から不動産取引に関する相談を受けたときは、乙の構成員から宅地建物取引業者を選定し、所有者等から依頼された不動産取引の仲介等の業務を行うものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第6条 この協定に基づく事業の実施に関し苦情又は紛争が発生した場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。ただし、不動産取引の業務に係る事項については、乙の責任において処理するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月〇日までとする。た

